

多摩職業能力開発センター府中校 自動販売機設置及び運営事業者の募集
(行政財産の使用許可)

多摩職業能力開発センター府中校では、行政財産の使用許可により自動販売機の設置及び運営を行う事業者（以下「事業者」という。）を次により募集します。

1 使用許可予定物件

物件 番号	所在地・名称	設置場所	設置台数		面積・位置
			自動販売機	使用済み容器 回収箱	
1	東京都府中市 南町 4-37-2 多摩職業能力 開発センター 府中校	B 1 ホール	飲料 1 台	3 台程度	2.0 m ² ・ 別紙平面図参照

※ 1 自動販売機の機種によっては、商品の補充やメンテナンスのための扉の開閉等に支障が生じる場合もありますので、必要に応じて、それらの支障がないか応募前に設置場所の確認してください。

※ 2 外形寸法には、使用済み容器回収箱の設置スペースを含みます。

※ 3 上記物件には、令和 7 年 3 月 31 日まで使用許可された物件が現存しています。新たに使用許可を受ける場合は、現許可物件の撤去と新たな物件の設置について、日程調整をお願いすることがあります。

2 応募資格要件

- (1) 自動販売機を設置・運営する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者でないこと。
- (2) 応募書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。

3 使用許可条件等

(1) 使用許可の期間等

① 使用許可の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで（3 年間）

② 使用料

免除（条件：全ての飲料を市価より低廉な価格で飲料を提供すること。）

③ その他必要経費等

自動販売機の設置及び撤去に要した工事費（電力使用量計測用子メーター設置費等含む）、移転費等の一切の費用は事業者の負担とすること。

また、自動販売機の運転に必要な光熱水費についても全額事業者の負担とし、東京都が指定する期限までに全額納付すること。

④ 設置方法等

自動販売機は、設置位置図に示した場所に、示した面積を超えないものを設置するこ

と。また、日本産業規格自動販売機据付基準（JIS B 8562-1996）及び日本自動販売システム機械工業会発行「自動販売機据付基準マニュアル」に従って十分な転倒防止措置を講じるなど、安全を確保すること。

(2) 使用上の制限

使用期間前及び使用期間中は、次のことを遵守すること。

- ① 使用許可の条件を遵守し、光熱水費等の費用を期限までに確実に納付すること。
- ② 販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、東京都の指示に従うこと。
- ③ 飲料の販売品目は、お茶、水、炭酸飲料、コーヒー、紅茶、ジュース類の缶、ペットボトル、紙パック、プラスチック容器などの容器入りの清涼飲料水とし、酒類の販売は行わないこと。また、全ての販売品目において標準小売価格を下回る価格で販売すること。

(3) 維持管理責任

次のことを遵守すること。

- ① 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、事業者が行うこと。また、商品の賞味期限に注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。
なお、自動販売機の所有、設置管理、故障時の対応、商品の補充及び売上代金の回収等を他者に行なわせようとする場合は、自動販売機を設置しようとする日までに当該他者との間で委託契約、協定等を締結していなければならないこと。その場合にあっては、事業者として決定を受けた後、当該委託契約、協定等の書類の写しを東京都に提出すること。
- ② 販売する飲料の容器（缶・ビン・ペットボトル等）の種類に応じた使用済容器の回収ボックスを自動販売機に併設して設置し、事業者の責任で適切に回収・リサイクルすること。
- ③ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行うこと。
- ④ 自動販売機を設置するに当たっては、据付面を十分に確認したうえで安全に設置すること。
- ⑤ 自動販売機の故障、問い合わせ並びに苦情については事業者の責任において対応すること。また、自動販売機に故障時等の連絡先を明記すること。

(4) 原状回復

事業者は、許可期間が満了又は許可が取り消された場合は、速やかに原状回復すること。

なお、原状回復に際し、事業者は一切の補償を東京都に請求することはできない。

(5) 自動販売機の機能等

- ① 災害時に緊急的な飲料確保の必要が生じた際に、自動販売機内に存する飲料を活用することを目的として飲料を無料で提供できる機能を備えたることを検討すること。
- ② IC カードやスマートフォンアプリなどを活用したキャッシュレス決済機能や非接触購入機能を備えることを検討すること。
- ③ 上記①、②については必ずしも必須とはしないが、事業者選定にあたり参考とする。

4 申請手続き

(1) 申請方法 郵送

(2) 申請期限 令和7年1月9日（木曜日）（必着）

(3) 申請書類の送付先

〒183-0026

東京都府中市南町 4-37-2

東京都立多摩職業能力開発センター府中校

庶務担当

※封筒には「自動販売機設置 申請書類 在中」と明記してください。

(4) 必要な書類（各1部）

- ① 東京都行政財産使用許可申請書（別紙様式）
- ② 東京都行政財産使用料免除申請書（別紙様式）
- ③ 定款
- ④ 施設使用者経歴書（別紙様式）
- ⑤ 事業税納税証明書（非営利事業者は財産状況証明書類）
- ⑥ 販売品目及び価格表（別紙様式）
- ⑦ 自動販売機設置提案書（様式問わず）

※ご担当者の部署・氏名・連絡先が分かるようにしてください。（書類又は封筒に明記するか、名刺を同封する等）。

5 許可者の決定

- (1) 提出された申請書類の審査を行い、必要な資格を満たしている者を事業者の選定対象とします。
- (2) 選定対象となった案件について、東京都で定めた選定基準に基づき審査を行い、東京都において所定の手続きを経たうえで、許可者を決定します。
- (3) 許可者の決定は、2月下旬ごろの予定です。

6 使用許可後の手続き

使用を許可された者は、都が指定する期日までに、東京都行政財産使用許可に基づく細目協定を締結していただきます。

7 使用許可の取消し

次のいずれかに該当する場合は、使用許可を取り消すことがあります。

- (1) 使用財産を、公用又は公共用に供するため必要とするとき
- (2) 許可条件に反したとき

8 その他

使用許可の手続きに関する一切の費用については、許可事業者の負担とします。

本件に関する問い合わせ先

東京都立多摩職業能力開発センター府中校 庶務担当

電話：042-367-8201

別紙 平面図

